【支援対象サービスと支援額】(再開環境整備事業)

・在宅サービス事業所(下記①~④のサービス)

基準単価(上限額) 1事業所あたり20万円

- ①訪問系サービス事業所:訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
- ②通所系サービス事業所:通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
- ③短期入所系サービス事業所:短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
- ④多機能型サービス事業所:小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅 介護事業所
- ※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含みます